令和７年度
花いっぱい運動定着化促進事業
～花壇づくりで、地域づくり～

花壇づくり支援団体募集

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花壇づくりをとおした地域コミュニティの再生・活性化を図るため、花いっぱい運動に取り組もうとしている団体を支援し、この運動がさらに定着し発展していくきっかけづくりをお手伝いします。

令和7年
9 月 30 日(火)締切

※ 郵便の場合、当日の消印有効

❀ **募集対象団体**　花いっぱい運動に継続して取り組む意欲のある茨城県内の団体･学校
（自治会、町内会、地域コミュニティ団体、子ども会、女性団体、高齢者クラブ　等）

❀ **助　成　額**　１団体あたり５万円以内

❀ **主な支援内容**　花いっぱい運動を継続的に進めていくための費用の支援
【支援の対象経費】　ア 花壇の造成費用（プランター、鉢等の購入費用も含む）
イ シャベル等の道具の購入費用
ウ 花の種・苗等の購入費用
エ その他花いっぱい運動に必要と認められる経費
※ 令和７年の認定日から令和 10 年３月 31 日までの支出が対象
※ 飲食代・機械等の修繕費、身につける衣類、使用料、謝金等は対象外

❀ **後　　援**　水戸市植物公園　茨城県花き園芸協会

※本事業は、**チャレンジいばらき県民運動** と **公益財団法人　げんでんふれあい茨城財団**が共催し、花壇づくり、地域づくりを応援する取組みです。

❀❀**お問合せ・応募先**❀❀

チャレンジいばらき県民運動

HP はコチラ↑

〒310－0011　茨城県水戸市三の丸 1－5－38
茨城県三の丸庁舎　２階
電話：029－224－8120
FAX：029－233－0030
E-mail：info@challenge-ibaraki.jp

令和７年度 花いっぱい運動定着化促進事業　募集要項

1. 目　的

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをとおして地域コミュニティの再生・活性化を図るため、花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または取り組もうとしている団体・学校に対して支援を行い、この運動がさらに定着し、発展していくきっかけとなることを目的に実施します。

2. 応募方法

様式１及び様式２に必要事項を記入の上、**チャレンジいばらき県民運動**に提出してください。

※ 写真は、Ｌ判（89×127 ㍉）カラーで、過去１年以内（令和６年４月１日以降）に撮影したもの３枚を提出。

※ メールで応募をされた方には、５営業日以内に応募完了メールをお送りいたします。応募完了メールが届かない場合には、電話でお問合せください。

3. 選考基準

❀ 誰もが観賞できる場所にある花壇において活動している、または、活動予定であること。

❀ 花壇を造成する場所（拡張する場合も含む）の、土地所有者または管理者の承諾を得ていること。

❀ 花壇面積がおおむね 10 ㎡以上であること。

❀ 多くの人々が参加し、花壇づくりをとおして、心豊かな地域づくりに寄与できること。

❀ 花いっぱい運動に継続して取組む意欲があり、花いっぱい運動の定着と発展が期待できること。

❀ 継続的な活動を計画しており、総合的に判断して、長期的な活動が期待できること。

❀ 過去に認定されたことがある団体・学校は、『質的向上』あるいは、『新たな取組み』のいずれかに当てはまっていること。

4. 選考時期及び認定証交付式

選考結果等につきましては、10 月下旬にお知らせいたします。11 月頃に認定証交付式を予定しております。

5. その他

○ 花壇の管理を専門家に委託しているもの、営利を目的とした活動の一環として管理しているもの、令和５年度以降に本事業の支援を受けたものは対象外です。

○ 応募書類は返却しません。

○ 認定期間中（３年間）は、普及・啓発のために所定の認定看板を花壇に設置していただきます。

○ 認定後は、各年度末までに活動内容及び花壇の写真を提出していただきます。

○ 支援金は認定年度にまとめて認定団体名義の口座に交付します。※個人名義の口座には、お振込みできません。

○ 支援金を全額使用した時点で、支援金の精算報告（領収書等添付）をしていただきます。

○ 提出いただいた写真は、チャレンジいばらき県民運動のホームページなどで紹介させていただく場合がございます。

○ 規定に反した場合には、支援金の全額または一部を返還していただきます。

げんでん財団は　花いっぱいな 地域づくりにも貢献しています！

主な事業

・げんでん科学技術振興事業　・子どものための音楽会　・ヴォーカルアンサンブルフェスタいばらき
・ソロコンテストいばらき　・狂言鑑賞会　・茨城県民駅伝競走大会　・げんでんサッカーフェスティバル

公益財団法人
げんでんふれあい茨城財団

HP はコチラ↑

〒319－1198　那珂郡東海村白方 1－1
日本原子力発電(株)東海事業本部地域共生部内
電話：029－287－1251
FAX：029－301－1252

（参考）花いっぱい運動定着化促進事業の支援金を充当できる経費一覧

	区　分		支援対象経費として	
			認められるもの	認められないもの
1	花苗・種子・球根 購入費		○草花苗、種子、球根	○低木・苗木・果樹・花木
2	プランター等 購入費		○プランター、植木鉢、鉢受皿、連結ポット、 園芸ネット、園芸用ブロック、柵、柵の防腐剤、 立て札、支柱、ピートバン(播種用)、播種用土　等	
3	肥料・消毒に係る 経費		○化成肥料、腐葉土、有機質肥料(鶏糞、牛糞等) ○農薬(殺虫、殺菌剤、土壌消毒剤)、虫除け剤、 液肥、砂利（園芸・花壇等に使用するもの） ※花壇整備に係るものに限定	○虫除け剤(作業者用)
4	花壇造成 整備費	用具類	○鎌、三角鎌、箕、スコップ、レーキ、熊手、万能 フォーク、水桶、じょうろ、ホース、ほうき、 ちりとり、ポリタンク、水撒き用柄杓、バケツ、 刈払機の替刃、ハスロ(灌水用)、剪定ばさみ、 その他花壇整備で使用する掃除道具	○花壇や木への装飾品 ○ベンチ ○謝礼として配布する替刃
		機材	○一輪車、台車、刈払機購入費、耕運機購入費、 用水路等からの汲み上げに使用するポンプ購入費、 花壇整備に使用する機材購入費、 ただし、支援金の 5 割を超えない範囲 （3 年間で上限：￥25,000） ※花壇整備に係るものに限定	○草刈り機･耕運機等の機械の 修繕費 ○作業者が身につける衣類等
		燃料費	○刈払機・耕耘機燃料費（上限年間￥2,000） ※花壇整備に係るものに限定	○ガソリン代（車両用）
		消耗品	○草取り廃棄用ごみ袋、ポリマルチ	
5	事務費		○事務用品(筆記用具・用紙等) ○郵送料・手数料 (購入品等の郵送料及び銀行振込手数料) ○印刷費 (報告書作成に係る費用)	○通帳用印鑑作成費、ゴム印代 ○使用料 (施設や機材利用料・借用謝礼等) ○食事・飲料代 ○物置 ○交通費及び旅費 ○講師謝金 ○交付内定通知日より前に購入したもの

※上記は、主な例です。支援対象経費となるか不明な場合は、事前にご相談ください。
※支援対象経費として認められないもの及び精算の結果残金が発生した場合は、返還となります。
　ご不明な点は、事前にご相談ください。